

十二月十日

日本労働總同盟綱領

一、我等は團結の威力を相互扶助の組織とを以て經濟的福利の増進並に知識の啓蒙を期す
 我等は斷乎たる勇氣と有効なる戰術とを以て資本家階級の抑壓迫害に對し徹底的に闘
 争せんことを期す
 二、我等は労働者階級と資本階級とが兩立すべからざることを確信す。我等は労働組合の
 實力を以て労働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す

一、宣言

世界大戰の後今日に至るまで勞資の階級的軋轉が益々強烈の度を加へつゝあるは全世界を
 通じての明かな事實である。資本主義が其必然の結果として生める大戰に依り之が受けた
 る慘禍は未だ容易に消去せずして世界の不況は日を逐ふて深刻を極めつゝある。而して
 資本家階級は、懸命の努力を以て現制度の破綻を防がんと圖り、労働者階級に向つて破首
 賃銀値下時間増加其他あらゆる残酷なる抑壓手段を以て攻勢的態度に出でつゝある。我が
 労働者階級は資本家階級の此暴舉に對し、斷乎たる勇氣と覺悟とを以て抗争すべきである
 而して労働者階級の戰闘力未だ十分ならざる我國に於ては我總同盟の使命と責任の重大な
 るを痛感しなければならぬ。
 内外の形勢を見るに刻下は労働者階級に取つて最も重大なる時機である不景氣の難境に面
 し、あるは勿論であるが内に於ては資本家階級の全國的經濟聯盟の成立あり政府の社會
 局の新設より其の統一的威力を以つて事に當らんとするの傾向が鮮に見へる。此れに對し

共進會々則 附 共濟規約

共進會々則

- 第一條 本會、共進會ト稱シ野田聯合會醸造工組合ニ加盟ス。
- 第二條 本會ハ第四工場男女工及ビ機關部ヲ以テ組織ス
 一、本會、基本金ヲ積立テル事
- 第三條 本會ハ會員ノ義務ヲ守リ利益ノ擁護ヲ目的トス
- 第四條 本會ハ會員一般ノ作業上又ハ動靜及ビ其他圓滿ナラシメル爲左ノ集會ヲ置ク
 一、定期茶話會ヲ置ク 一、日時毎月十九日ニ開催ス
 二、本會緊急重要ナル審議ヲナス爲協議會ヲ開催ス
 三、其ノ都度幹事全員召集スル事ヲ得
- 第五條 本會ニ於テ何事ニ依ラズ集合ノ時間ハ確實ニ守ル事
 但シ規定時間ニ集合兼ル時ハ時間ヲ定メ幹事ニ直ニ理由ヲ申出ヅ事ヲ得
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク 但シ 男女 共
 一、幹事一名 一、委員六名 一、會計一名 一、會計監査役三名
 一、協議員二名 一、調査員一名
 但シ幹事ハ委員ヨリ互選スル事
- 第七條 本會ノ役員改選期聯合會會期ニ基キ九月中實行スル事
- 第八條 實直會員ニシテ本會ノ爲ニ運動シ會社ヨリ解雇トナリタルトキハ會員努力シ徹
 底的ニ復職運動ヲ起ス事
 但シ出勤停止ノ際モ解雇同様ニシテ復職サス事